

別添49 燃料蒸発ガスの測定方法

1. 適用範囲

この技術基準は、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）から蒸発ガスとして排出される炭化水素（以下「HC」という。）の測定について適用する。

2. 試験方法等

燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のⅡの2.の規定を準用する。この場合において、同別添Ⅱの2.中「附則B」とあるのは「附則C3」と、「及び別紙2（ガソリン又はLPGを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。」とあるのは「とする。」と読み替えるものとする。

2. 1. 炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版の附則C3の4. 7. 1.にかかわらず、HC燃料ガス（ $40 \pm 2\%$ 水素、平衡ヘリウム又は窒素、 C_1 当量が1ppm未満のHC、400ppm未満の CO_2 ）を用いることができる。
2. 2. 試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版の附則B3に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。

3. 一般要件

自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の6. 1. 6. に定める基準に適合するものであること。